

令和4年度(2022年度)熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金交付要項

(趣旨)

第1条 熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)事業の実施については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及びコロナ禍における物価高騰の影響を受けて費用が増加している児童養護施設等の負担軽減を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この支援金の交付対象者は、熊本県が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親とする。ただし、里親については、県の養育里親名簿若しくは養子縁組里親名簿に登録されている者又は児童福祉法第6条の4第3号に基づき知事が適当と認めた者で、令和4年(2022年)12月31日において、委託児童のいる里親とする。

(対象経費等)

第4条 この支援金は、令和4年(2022年)4月1日から12月31日までの間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費の物価高騰に係る上昇分(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を対象とし、別表の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を交付する。

(交付の申請、請求)

第5条 交付対象者がこの支援金の交付を希望する場合は、様式1に定める申請書により、令和5年(2023年)2月28日までに交付申請を行うものとする。

2 規則第16条に規定する支援金の請求は、前項に定める申請書の提出をもって行われたものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を支払うとともに、規則第6条の規定に基づき様式2によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項第3号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 支援金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を支援金の額の確定の日の属する

年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (2) 支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された支援金を返還しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

(実績報告、支援金の額の確定)

第9条 この支援金は、第5条第1項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第6条に定める交付の決定をもって額を確定したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、交付対象者が、支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第4項の規定に基づき様式3により申請者に通知し、既に支援金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(検査及び報告)

第11条 知事は、この支援金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第12条 知事は、支援金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)12月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年(2023年)1月18日から施行する。

【別表】

1 区分	2 金額	3 対象経費
定員 46～68 人	84 万円	光熱水費、燃料費、食費
定員 26～45 人	42 万円	
定員 12～25 人	21 万円	
定員 6～11 人	11 万円	
里親	2 万円	

※定員は、令和4年(2022年)12月31日時点の定員とする。

【様式 1 (第 5 条関係)】

※熊本県記入欄

整理番号

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

令和 4 年度 (2022 年度) 熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金
交付申請書兼請求書

申請日

申請者	〒	
	住所	
	フリガナ	
	施設等名	
	代表者役職 代表者名	

※申請者の押印を省略する場合は次欄も記入してください。

書類発行責任者氏名/連絡先		
担当者氏名/連絡先		
連絡先e-mail		

標記について、下記のとおり支援金を交付されるよう申請 (請求) します。

支援金額

円

※自動計算

(交付要件の確認)

1. 該当する区分に○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	①定員46～68人
<input type="checkbox"/>	②定員26～45人
<input type="checkbox"/>	③定員12～25人
<input type="checkbox"/>	④定員6～11人
<input type="checkbox"/>	⑤里親

※定員は、令和 4 年 (2022 年) 12 月 31 日時点の定員とする。

※里親は、県の養育里親名簿若しくは養子縁組里親名簿に登録されている者又は児童福祉法第 6 条の 4 第 3 号に基づき知事が適当と認め
た者で、令和 4 年 (2022 年) 12 月 31 日において、委託児童のいる里
親とする。

2. 裏面の誓約事項を確認し、全て該当する場合は○を記入してください。
一つでも該当しない場合、支援金の申請 (請求) はできません。

裏面へ続く

(振込口座情報)

3. 振込口座情報を記入してください。

金融機関名		金融機関 コード				
支店名		支店コード				
預金種類		(1: 普通 2: 当座 4: 貯蓄)				
口座番号 (右詰め)						
(フリガナ)						
口座名義						

※通帳の写し（金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・預金種別・口座番号・口座名義を確認できるもの）を添付ください。

(誓約事項)

- ①申請者は、交付要項第3条に規定する交付対象者の要件を満たしています。
- ②申請者及び交付対象施設の役員又は使用人は、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ③交付対象施設等は、物価高騰の影響を受けて費用が増加しています。また、市町村等が実施する他の支援制度を利用しても、なお費用の増加分に足りません。
- ④申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、交付された支援金の返還に応じます。
- ⑤支援金の交付手続きに必要な範囲で、県から業務委託事業者へ、申請者の個人情報を含む必要な情報が提供されることに同意します。

【様式2（第6条、第9条関係）】

第 号
年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和4年度(2022年度)熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金交付
決定通知書兼交付確定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記支援金については、熊本県補助金等交
付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに決定
しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

また、同規則第14条により、支援金の額を金 円に確定しましたので通知し
ます。

記

交付の条件

令和4年度(2022年度)熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金交付要項第7条
に定めるとおりとする。

【様式3（第10条関係）】

第 号
年 月 日

(交付決定者名) 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

令和4年度(2022年度)熊本県児童養護施設等物価高騰対策支援金交付
決定(一部)(全部)取消通知書
年 月 日付け子家福第 号で交付決定しました標記支援金について
は、熊本県補助金等交付規則第17条の規定により、下記のとおり交付を取り消しましたの
で、同条第4項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消し理由 | | |